

揖保川流域委員会
第6回情報交流分科会

議事録（詳録）

と き・平成16年9月15日（水）

9:30～12:00

ところ・龍野市はつらつセンター

< 目 次 >

1 . 開 会 p 1
2 . 住民意見反映のあり方について p 1
3 . その他 p 39
4 . 閉 会 p 41

1 . 開 会

庶務 それでは、定刻になりましたので、ただいまより揖保川流域委員会第6回情報交流分科会を開催いたします。

まずお手元の資料の確認をさせていただきます。お配りした封筒の中に本日の議事次第、座席表、出席された委員の名簿、それから資料が1部ございます。それからニュースレター「いぼがわせせらぎだより」のNo.18が1部、傍聴者の方には、「お願い」と書いた青い紙が入っております。それから、本日の資料の表紙をご覧いただきたいのですが、資料1から7までをこの冊子にとじ込んでおります。それから鎖線の下に参考資料1、2、3とありますが、これにつきましては、本日の審議の参考にさせていただくもので、説明する予定はございませんので、委員の方と河川管理者の方にのみお配りしております。

内容としましては、参考資料1、参考資料2は、それぞれ紀の川、由良川の河川整備計画策定段階で河川管理者から提示された資料、それから揖保川の図面を参考資料3としております。この参考資料につきましては、閲覧用ということで、入り口のところの机の上に用意してございますので、後ほどごらんになっていただきたいと思います。なお、ご入り用の場合は、用紙をおいてございますので、名前を書いていただきましたら、後ほど庶務からお送りさせていただくようにしております。

それから委員の方の机には、今回のニュースレターの表紙写真の候補がありますので、後ほど投票をよろしくお願いいたします。

本日の審議の予定ですが、議題は「住民意見反映のあり方について」です。審議時間は、12時までを予定しております。それから、本日の分科会の進行についてですが、前回の第12回委員会で今回の分科会のメンバーを決定した際、取りまとめを委員長がされるというお話でしたので、本日の進行は委員長にお願いいたします。

2 . 住 民 意 見 反 映 の あ り 方 に つ い て

藤田委員長 おはようございます。今日は特に朝早くからの会議ですが、住民意見反映のあり方について集中的に議論したいということでお集まりいただきました。前回の流域委員会で情報交流分科会と名前をつけておりますが、その分科会を拡大した形でメンバーの方にご出席いただき、特に住民意見反映のあり方についての提案書の案を作成するという大きな目的としてこの分科会がスタートしたということになります。本来ですと、中元委員が分科会のまとめ役ですが、拡大されたということ、それから、も

う1点はこういう情報交流について、特に住民意見反映のあり方ということにつきまして、できれば中元委員からよりよいアイデアを自由にお話ししていただくという意味合いも込めまして、私のほうが司会進行をさせていただくということになった次第です。

よろしくお願いたします。

本日委員会を始めるにあたり、実は庶務と私のほうで少し進行の打ち合わせをいたしました。その結果を受けて、今回の分科会では、議題を一つずつある程度積み上げながら進めていこうというように考えております。

まず住民意見反映のあり方の討議の主題、それからどういう局面で公聴会あるいはシンポジウム等を開いていくかということを含めまして、少し意見交換をしていきたいと考えております。前回の委員会でも一部出てきたかと思いますが、資料の1と2を説明していただいた後、どういう局面で意見を反映していくかについてご自由にご意見をいただいて、その後少し意見集約をしていきたいと思っております。

それでは、庶務のほうから説明をお願いします。

庶務 それでは、資料の説明をさせていただきます。

お手元の資料冊子を開いていただきまして、1ページに資料1がございます。本日の資料ですが、住民意見反映のあり方の審議の進め方について、前回の第12回委員会で河川管理者の方から示された情報をもとに、大局的な見地から具体的な方法論に至る考え方を整理し、手順を踏んだ審議を進めていくことを想定した組み立てになっております。

1ページをごらんいただきますと、審議の主題構成として、一つ目に「住民意見反映の局面の考え方」、二つ目は「意見を求めるテーマ、論点」、三つ目に「意見を求める住民層の捉え方」、四つ目に「住民意見反映の過程と手段」、それから「住民意見反映への委員会の関わり方」という構成になっています。

この下のフロー図にありますが、前回の委員会で河川管理者より示されましたように「河川整備計画原案」の提示までに至る段階的な情報提示があります。それから前回の委員会での住民意見反映の流れとして、河川整備計画について知ってもらうということ、それから住民の意見を聞く、計画に意見を反映するという三つの過程があることが確認されています。

そこで、この河川管理者より提供される情報の段階を四つの局面と捉え、それらの局面において住民意見反映のために何らかの活動を実施すべきかどうかを審議するというようにしております。このフロー図の から のどの局面で住民意見反映を実施していくのか

ということです。

それから次に、住民意見反映を行うとした場合に住民から意見を聞くテーマや論点をどうしていくのか。それから意見を求める住民層の範囲をどうするか。それをどのような手段で実施していくか。さらに、流域委員会としては、そこにどのように関わっていくかということの一つずつ確認していく作業になっています。

2ページの資料2ですが、はじめの「住民意見反映の局面」について説明いたします。

はじめに、第12回委員会での関連するご発言を参考として載せさせていただいています。その次に、前回いただきました「河川整備計画策定に向けてのスケジュール(案)」を再掲載しております。

前回の委員会で、河川管理者より整備計画の基本的な考え方、整備計画に向けた説明資料の第1稿および第2稿、整備計画の原案という流れで段階的に情報提供をされるということ、それからこの第1稿のイメージとしては、「紀の川の河川整備に向けた説明資料」というものを想定すればよいということが示されました。また、河川管理者の予定では、説明資料の第1稿が示された後、原案が示された後の2回に分けて住民意見聴取が実施されることがわかっております。

流域委員会といたしましては、関係住民意見の反映のあり方について意見を述べるということのを要請されておりますので、一連の計画策定に向けた審議の過程のどの局面で、どのような住民意見の反映を行うことが望ましいかを審議していただく必要があると考えました。

次の3ページをごらんになっていただきたいのですが、ここに から までの「各局面で示される資料内容のイメージ」の例を示しております。

の局面で想定される資料イメージの例としまして、今後の整備計画の基本的な考え方と、河川整備の各項目の骨子、それからその例示といたしましては、「紀の川の河川整備計画立案に向けての考え方」という冊子を参考資料としてお配りしております。

それから二つ目の の局面ですが、ここでは第1稿の内容が、前回の資料でお示した「紀の川の河川整備に向けた説明資料(第1稿)」のようなイメージのものであるということで、河川整備の現状と課題、目標、それから実施に関する事項の施策と要点が示されております。

それから第2稿と原案につきましては、現時点で具体的な内容が情報として示されておられませんので、あくまでここは想定という形で挙げております。

それから第3番目の第2稿の局面と4番目の原案の局面の違いとしましては、原案というものが、河川整備基本方針が出されたあと、基本方針に基づく具体的な計画として示されるということです。これにつきましては、参考として「由良川水系河川整備計画(原案)」が出ておりますので、こういったイメージかということで、お配りしております。

以上 から までの資料イメージを示しておりますが、必ずしも今後河川管理者より提供される資料内容と正確に一致しているとは限りませんので、その点をご了解いただきたいと思います。

ここでは、住民意見反映を から のどの局面で実施していくのかということにつきまして、ご審議をお願いいたします。

以上でございます。

藤田委員長 ありがとうございました。

少し前のほうでご説明するべきだったと思うのですが、1ページの「審議の主題構成」というところを見ていただきたいと思います。本日この分科会で意見交換をして、できれば1番から5番までのテーマについて意見を集約していきたいと考えています。したがって、第1番目の課題としてましては、「住民意見反映の局面」、どういうところで住民意見を聴取したり、あるいはそれを基本的な考え方や第1稿に反映していくかという、そのあたりのところをまず議論していきたいと思います。それから、当然ながら、ではどういう意見を求めるのかということを含めたテーマや論点。これが2番目の議題になります。それから3番目が、意見を求める住民層。これは、これまで「揖保川を語り、生かす集い」でも行いましたように、上流、中流、下流というように分けるのか、あるいはやはり上流、中流、下流が一緒になって議論しなければならないのか、そのあたりについてのお考えをお伺いしたいと考えております。それから4番目、これも前回からワークショップやシンポジウムなどいろいろな案が出ておりますが、住民意見反映の過程と手段ということになります。それから、もう1点ですが、これは資料の2を見ていただければわかりいただけます。これは、法律的には河川整備計画(原案)が出た後住民意見聴取をなさいということになっているわけですが、河川管理者は、できればその前にも住民意見聴取を考えているということが示されています。これは、基本的には河川管理者が行うわけですが、それに対して委員会としてどのように関わっていくのか、あるいはこの住民意見聴取に対してこのようなスタイルを取るべきではないかという、そのあたりのところを含めて本日は

お話をしていきたいと考えております。

まず、「住民意見反映の局面」ということで、言葉が「局面」というちょっと固い言葉になっておりますが、どういう段階でどんな形で行えばよいのかというようなことについて、少しご自由にご意見をお伺いしたいと思います。順番は全く関係なく、どなたでも構いませんのでご発言願いたいと思います。

では、ちょっと切り口を変えまして、大体今までの河川管理者からのご説明でいきますと、最初は河川整備計画の基本的な考え方というのをできるだけ早い時期にお出ししたいということで、前回の委員会でもご説明いただいたと思います。したがって、その段階で流域委員会としてどのようなアクションを起こせばよいのか。そのあたりのところを少し、意見集約ではなく、意見交換をしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

和崎委員、いかがですか。

和崎委員 おはようございます。まずいつやるのかというところなのですが、2ページの資料にあるように、今の原案ができる前の段階、そして今実際に形として示されていないのですが、原案の資料が提示された後という段階がベストなのではないかと思うのです。ただ、その段階では、おそらく住民の方々もこの揖保川の整備について十分にご理解をいただいているような状況ではなからうと思いますので、皆さんで議論するようなどころにはなかなか至らないと思います。そうすると、やはり何らかのご説明をさせていただくという流れになるのかなというイメージを考えています。このご説明についてですが、できればそのあと議論にかけられるような形で出てくるような流れを何とかつくりたいものかなと思っています。まず当面、説明資料が出た後のポイントについてお話を皆さんでできればと思っています。

藤田委員長 わかりました。今の和崎委員の考えも、やはり河川管理者のほうから整備計画の基本的な考え方というものが出た後、いろいろな意味で、ではどうするのかということも含めて議論すべきだろうというご意見だと思います。

参考資料1を見ていただきたいと思います。例えばですが、これは紀の川の流域委員会のお話ということで、紀の川の場合には、河川整備計画立案に向けての考え方についてというのが、昨年の6月2日となっておりますが、同じ近畿地方整備局から出ておまして、それから目次やいろいろな内容が盛り込まれておりますが、基本的にはこういうパワーポイント的な資料が出てきますということです。もちろん、以後も我々からこんな資料も必要ではないかというような発言があれば、当然お出しいただけると思います。

それから後ろの19ページには、今度はこの河川整備計画立案に向けての考え方の「利水編」というのが、これは表紙だけですが平成15年9月に出ております。それから、同じく「維持管理・利用編」というのが9月に出ております。想像すれば、治水編に関しては6月に出、利水および維持管理等については9月に同時に出された。したがって、2回に分けて基本的な考え方について説明資料を提示されているとういことです。この資料は、流域委員会に説明をされた資料ということだと思います。

揖保川におきましても、前回の話を含めて、それから紀の川でこのような形をとられているということであれば、我々委員会の中で治水、利水、環境というように考えて、提言等をまとめているわけですが、それに沿ったような形で、最初には治水が出てきて、それから利水や環境というように形で段階的に資料が出されるのではないかと想像できます。揖保川は比較的短い河川かもしれませんが、非常に多くの問題も抱えているわけで、そう簡単にたくさんの資料が出てくるとは考えられませんので、そのように段階的に資料が示される可能性が高いと考えております。そのあたりのところを踏まえまして、我々としてはどのようにこれを受け止めて、住民とどう対話していくかを含めて考えていかなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

進藤委員 揖保川のほとりに住んでいれば、おぼろげながら、多かれ少なかれ、揖保川についての情報というのが自然と身についてきたり、関わっていかなければ仕方ないと思います。したがって、流域の人は大体揖保川についてよく知っていると思います。ただ、そこから先、これから揖保川が河川整備によってどのように変化していくかということに、皆さん一番関心を持っておられると思います。環境によいほうにいくのか、いろいろな治水や利水によいほうにいくのか、それとも悪いほうにいくか、いろいろと関心を持っておられます。ただ、それを流域住民の皆さんが意見を出す場合、基本的なことをわかってもらっていないと、意見を出すにも出せないと思います。たたき台がどのような議論でも必要だと思いますので、こういう資料は、流域委員会だけではなく、流域地域住民の皆さんに早めに公開しないと、意見聴取が成り立たないというのが、根本的な命題だと思います。

例えば、去年国土交通省で「公共事業についてのアカウントビリティの向上に向けて」という資料を出されていたり、2003年8月29日に「公共事業のアカウントビリティを考える懇談会」で提言した内容には、アカウントビリティの向上を目指すなら、情報開示を徹底することと書いています。積極的な開示と意見吸収の双方向のコミュニケーションが当

然重要になります。ということは、意見を出すには、情報が出てこない、わからないということにもなりますので、そのあたりを踏まえて、早めに皆さんに提示することが肝要だと思います。

藤田委員長 それにつきましては、流域委員会のほうにもできるだけ早く出していただきたいと思います。特に、流域委員会としましては、住民の方々との意見交換の場を持ち、ある種揖保川に対する思いが、ポテンシャルが上がってきているわけです。この上がってきているところを出していただいたほうが、ホットな議論ができるのではないかと思います。おそらく進藤委員もそういうことを言われているのだと思います。これが間延びしてしまって、あとで出てきても、議論するのに、もう一度またそこまでポテンシャルを上げなければならないということになってしまいます。そういうことでは、やはりできるだけ早くいただきたいというようには思います。それは、河川管理者のほうもできるだけ早くということでお約束をしていただいております。ただそれが由良川で書かれているような、原案という形でトータルで出されるのか、あるいは少し治水とか環境というのを分けながら出てくる可能性もあるということだと思います。

いずれにしても、ここでお話をしたり、まとめていかなければならないことは、そのような考え方、そのようなスケジュールで、基本的な考え方や河川整備に向けた説明資料の第1稿、第2稿がもし出てくることを想定した場合に、出てきた段階で、では流域委員会としてどのようなアクションを起こすか。そののこのところについてもう少し突っ込んだ形でご意見をお聞きしたいと思います。出てきたときに、どうしましょうかということです。

進藤委員 この委員会が、ということですか。

藤田委員長 ええ。この流域委員会がどうアクションするのかということもあります。それは、住民に対するアクションもあるし、河川管理者へのアクションもあるかもしれません。いずれにしても、流域委員会の役割としては、住民意見反映のためのいろいろなことを考えていくという目的があります。

進藤委員 それは、委員会とすれば、先ほど言ったような情報を早め早めに皆さんに出すということがいちばん大切だと思います。

もう一つは、法律で住民意見を聴取しなければならないという部分で、先ほど委員長が、原案が出た後ということでおっしゃっていたところです。そうしますと、この前のほうの住民意見聴取というのとは、はっきりいうとこれはしなくてもよいわけですね。

藤田委員長 しなくてもよいだろうというと、河川管理者のほうも困ったなと思われるかもしれませんが。

進藤委員 今のは極端な言い方でした。

ということは、この前のほうの住民意見聴取というのは、割と自由な雰囲気のできることも考えられます。そういうことも踏まえた意見として発言させていただきました。

藤田委員長 そのときに、例えば我々がそういう思いを込めても、必ずしもそれが河川管理者と同じ意見になるかどうかは別としまして、我々自身が、今進藤委員が言われたように、流域委員会はこのような形でできれば情報をそしゃくして皆さんと一緒に共有しようなどということを考えています。そしてもう一方で、河川管理者が住民意見聴取に対して何か計画されているとすれば、その計画に対してむしろこのようなスタイルですることによって、我々が考えていることと河川管理者が考えていることを相互に補完できるとか、少なくとも相乗効果がありますといったことも、提案の一つにはなるのではないのでしょうか。ですから、同じスタイルでやる必要は全くないというように言えばよいのではないですか。

進藤委員 もちろんそうです。

藤田委員長 ですから、なくてもよいというのは別にして、それが、複数回あったとして、違うスタイルにしたほうがよいということではないかと思います。

進藤委員 ちょっと極論ですが、私が言いたかったのはそういうことです。やるなら何回でもやったほうがよいけれど、時間と予算の限りがありますし、そこまではできません。どんどん個別の自治会を回ってやれば、それはいちばんよいのだと思いますが、それもなかなか難しいということになって、ある程度限界があります。その限界の中でどれぐらい皆さんの意見を聞いて、河川管理者が情報を出すか、そこにかかってくると思うのですが。

藤田委員長 例えば、今情報の話をされたわけですが、我々が河川管理者に投げて、こういう情報が欲しいということと、住民の方から、もうちょっと違うこういう情報が欲しいという意見が出される可能性もあるわけです。そのあたりのところは、この流域委員会が橋渡しをしないといけないところだと思います。

進藤委員 それは、もちろん橋渡しをすべきだと思います。河川管理者がどう言おうと、こちらがこういう話を出して、出したほうがよいのではないかとしようにするべきだと思います。

藤田委員長 それからまた住民の方のご意見に対し、「こんなことを言われていますよ」ということを委員会が反映していくということもあります。

進藤委員 そうですね。

藤田委員長 はい、どうぞ。

栃本委員 まず住民意見の反映ということで、1ページの1のところに「住民意見反映（知ってもらう・意見を聴く・反映させる）」と三つの段階が説明されていますが、今まで流域委員会は住民との集いを3回行ったわけですが、あれでは十分とはいえないと思います。特に山崎の会場の場合には、委員会の委員と事務局側のほうが人数が多いような状況で、あれでは住民のほうから十分な意見が出る雰囲気ではないと思います。もっと気軽に参加して意見が言えるような場が必要だと思います。

新聞の折り込みにこの委員会の広告ビラが入っているということですが、いちばん最初の時は見せていただいたかなと思いますが、その後見ていないのではないのでしょうか。内容がわかりませんが、ぜひ委員のほうにも欲しいと思います。

実は、私の姫路市役所の同期の方で、土木のプロがいて、流域委員会のビラが入っているけれど、どんな人が参加しているのか、自分が出てよいかということを知ることがあります。土木の技術者としてずっとやってこられた方でさえ、そういう考えの状況にあるわけです。ですから、一般の方に対して、いきなり、河川法の精神が変わったから住民意見を反映しますといっても、なかなか参加して意見を言うところまではいかない状況にあると思います。

この委員会の当初に私が発言したと思うのですが、この委員会は公開で傍聴者は自由に参加できるということで、かなりの傍聴者がいらっしゃると思うのですが、その傍聴者の色分けをぜひ知りたいという発言を申し上げたと思います。事務局でそういう分析をされているのかどうか知りませんが、おそらく、行政の方と業界の方が大部分ではないかというように考えています。それからいつも傍聴席から発言される網干の町をよくする会の方や、姫路市の議員さんやNPOの方など、一部の方の意見は出ていても、広く一般の方の意見というのが出ているのかなというのが非常に気になります。形だけの公開や意見の聴取や反映ということでは済まないことですので、どうしたらよいかということをもっと具体的にやっていかなければいけないかなと思います。また、この傍聴席からの質問に対して委員長は基本的に答えなくてもよいとおっしゃっていますが、そこはどうでしょうか。

藤田委員長 結構まじめに答えているつもりですが。

栃本委員 でもやはり、傍聴席からの質問、意見に対して、何らかの形で、例えばニュースレターでもかまわないと思うのですが、やりとりを本当はやっていかないといけないのではないかと思います。ですから、具体的にはもっと気軽に説明して、わかっていただいて、意見をどんどん出してもらえるような、住民意見を吸い上げるということが基本で、それが欠けているというように思っています。

藤田委員長 はい、どうぞ。

井下田委員 河川整備計画という計画は、言うならば、揖保川という川と関わって、今後の行動について、一定の関連性のある行動を提案する取り組みであるわけですから、この取り組みを通してあるべき望ましい河川政策を表現する一つ的手段としてこの委員会が設けられてきているのですが、本日の段階では、河川整備計画の基本的な考え方が河川管理者からまだ出されていませんから、その部分がやや不透明で論議の中身が詰められません。管理者の立場からいえば、そうたやすくこの基本的な考え方が出しにくい部分をお持ちだろうと思います。その部分と関連しても、この流域委員会のほうがやや参考になりそうな部分を積極かつ大胆に今後とも問題提起をし続けていくことが望ましいだろうと思います。加えて、先ほど来から住民意見の反映と関連していえば、やはり河川整備計画は、基本的にはその計画が具体性を持っているときに、人々はこれに納得します。その問題点の解明のために、シンポジウムか何かの集まりになるかは定かではありませんが、より具体的な問題提起が示されることが、当面私どもにとっても求められているところだろうというようにつくづく先ほど来からの論議を通して感じているところです。

藤田委員長 ありがとうございます。井下田委員からきちんと流域委員会の皆さん方のご意見をまとめていただきましたが、そのとおりです。本当に具体的なものがない中で「どうしましょう」というのは、なかなか厳しい議論には違いないのですが、では具体的なものが出るまで流域委員会はしばらく休眠ですというのも、今度は我々がせっかくポテンシャルを上げてきたのにということが1点あります。

それからもう一つ、具体的なものがなかなか出てきませんとはいいいながら、今もう9月で、年内は少なくとも10、11、12と3か月です。前回、河川管理者のほうでは、まあ年内には出したいというようなご意見を表明されています。ということは、もうかなり近い将来には出てくるということ想定しないといけないと思います。そうしますと、出るまで待とうというわけではなく、やはりそれに対して我々としてはこのようなことをある程度準備しておく必要があるのではないかとということも含めて、議論はしておかなければなら

ないと思います。まだ少し具体的なところが見えないのですが、例えばこういうものが出てくるだろうということを想定して、では治水に関しては、どのように住民の方に説明すればよいのか、あるいはどういう集会を開くとこの内容が住民の方に伝わるか、あるいはこれでは不足しているのではないかというようなこと。この不足していることに関しては、出てきてからでないとはわかりませんが、少なくともそういう想定した形での集まりの形は何となく見えてくるし、大体このころにやるべきではないかということも出てくるのではないかと思います。

これは実はどういうことかといいますと、例えばこういう基本的な考え方、あるいは説明資料の第1稿等が出まして、それに対して流域委員会で検討しましょうといっても、おそらくその間に、日程調整を含めて、1週間、2週間、3週間とたってしまうわけです。それで委員会をやり、次は住民に対してこんなことをやりましょうという。これを議論して、候補を出して、では集会は何月何日にやりますといっても、これがまたへたをすると、1か月たってしまうわけです。そうすると、今の話からいくと、せっかく年内に出てきた考え方が、実は次の年にならないと住民に伝わらないということになりかねないわけです。そのあたりを我々としては想定しながら、少しスケジュールを組んでいかなければなりません。だから極端にいうと、Xデーがあって、そのXデーの2週間後にはもう流域委員会が開かれているということも含めて考える必要があるということです。多分、局面というのは、そのあたりのところも含まれていると思います。したがって、そのときに例えば流域委員会を開いて、そういうものが出たから、すぐに住民に説明をすべきではないか。では、どういう説明をしたらよいか。例えば1か月なら1か月後を想定しても、実は準備期間が1か月あるわけです。それからもう1回ぐらい委員会を開くことも可能です。そういうことを少し頭の中に入れていただいて、スケジュールを含めてお願いしたいと思います。

和崎委員 自分の考え方を整理しながら少しお話をさせていただきたいと思います。

揖保川流域委員会として、今回の住民意見の反映というのは、非常に重要な位置づけにあるのではないかなという認識を恐らく皆さんと一緒させていただいているのではないかと思います。その中で、先ほど委員長がおっしゃったように、出てきてから対応するという話では間に合わないだろうということと、それからストーリーとして、きっとこの河川整備計画(案)がまとまって、「計画」になる。そういうところになってしまうと、もうこれは手遅れの状況になってくるのではないかということです。となると、を我々として

は、こういう形で住民意見の反映をしていきたいと思いますというの、あらかじめ道筋をとおしておく必要があるのではないか。それが我々の一つのミッションではないかと考えています。

となると、この2ページの局面ですが、やはり置くべきポイントは、限られた時間の制限のようなものはもちろんあるかと思うのですが、第1稿が出てきたところと原案が提示されて、まだそこに反映ができる余地のあるところというところで、ここで意見を聴くということは一つの確かなのかなと思います。ただ、この二つの局面は、おそらく住民意見の聴取とは書いてあるのですが、全く異なるものではないかなというように思います。一つは住民意見の聴取・反映という大きな枠組みの中に、より広く住民の方々に課題を知っていただいて、認識をしていただく。「伝える」という作業がまず1番目にあります。2番目には、先ほど栃本委員からもご意見がありました、より多くの住民から多様な意見を「聞かせていただく」というポイントがあります。

それからその次に、「対話をする」というポイントです。これは住民と委員、あるいは住民と河川管理者など、どういう対話になるかわかりませんが、対話をすることによって論点を共有して深めていく必要、段階があるのではないかと思います。そのあと、聞いた意見やいろいろ論点を共有した中でどのように計画に「反映していく」かを検討するということです。反映させるというところは、おそらく結果として残すこと、という流れになると思います。

もう一つできなかったものについて「見直し、修正をかけていく」ということがあります。どうあるべきかというようなところを引き続き検討していくというようなところで、五つぐらいの段階にわかれるのではないかなという気がしています。そのように考えると、第1稿が出てきた段階というのは、きっと伝える部分と、聞くというところの一部分がここに当たるのかなと思います。それから、実際に原案が出てきたあとになると、ここで実際に対話をするという作業が出てきて、反映させる努力をするというパートが主になってくるのかなと感じています。となると、原案が出てきたあとのほうが、実はじっくり時間をかけてやる必要があって、そのためには住民の方々を巻き込む作業が、この第1稿が出てきたあとの住民意見の聴取というところに当たるのかな、というイメージを持っています。

藤田委員長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

中元委員 今の和崎委員の話と多少ダブるのですが、基本的にはそういうこと

だろうと思います。前回、私もそれぞれの局面についてこういうスタイルがよいだろうという話をしたような記憶があります。つまり、「広報」「公聴」「反映」という三つのキーワードです。これは、私なりにそしゃくしますと、まずこういう問題を地域にどうやってお知らせして、情報提供をして、地域の意見を集約していくかというプロセスを考えるときに、やはり三つの段階が通常あります。一つは、皆さん「共通認識」を持っていただくというところ。そのためにはいろいろな情報を提供しないとイケないわけですが、共通認識を持った上で「問題点の抽出」をして、議論をして、集約していく。今こういう過程があります。これが公聴の段階です。それを今度は最終原案にいかに関係をさせていくか。ここでは「提言」するという役割があると思います。ですから、共通認識、問題点の抽出、提言、この三つの段階をそれぞれ考えていく。それをこの整備計画のどの局面に当てはめていくかということ整理していけばよいと思うのです。

今のお話で、「広報」「公聴」「反映」、これがそれぞれ独立のものではなく、それぞれは重複しているものです。ですから、それは広報の中に公聴が入ってもよいし、公聴の中に広報が入ってもよいし、非常にフレキシブルに考えればよいのではないかと思います。大まかなところで、この委員会の中でこうしようと決めれば、それはそれで広報にもなりますし、公聴にもなるし、反映にもなるというようなことができると思います。それは技術的な問題だろうと思います。それはあとで詰めて考えていけばよいのではないと思うわけです。

では、どこでどのようなことをするかということになると思います。その共通認識をどう高めていくのかということですが、これが実はなかなか難しく、今まで情報をいろいろ提供しているのですが、まだそんなに浸透していないというご意見が皆さん方にあるし、それが正解かなと思うところもあります。ですから、もしそうであるなら、もう一度、ちょっと形式的になるのですが、少し規模の大きなフォーラムのようなものを構えて、そこで流域の共通認識を深めていくという手だてを取るといえるのはどうでしょうか。単に計画だけではなく、基調講演なども少し幅広い何かを入れながら、やっていくということですね。それは基本的な考え方が出て、説明資料が出た段階あたりでやっていけば、少しは具体的にこういう話が流域で進んでいるのかなということが広まっていくのではないかと思います。もちろんそのフォーラムの中でも会場から意見があれば聞いて、それは公聴の役目を果たすことにもなるわけです。そういう作業をしながら、今度はこういう問題点がいっぱいある。それをどうするのだというようなことをする集会の場をつくる必要があります。

す。今度はフォーラムというのはちょっと大きすぎますので、もう少し前回は意見が出たワークショップなどで、それぞれの地域でこういう問題があるからどうだという問題点を抽出していく。もちろん、その中に提言も出てくると思います。それも踏まえながら、次の最終段階でその提言をもう一度きちんと整理して、こういうことを原案に反映してはどうかという提言をする場をもう一度設ける。これは原案ができた段階でやってもよいと思います。遅くはないと思います。それを最終案に盛り込んでもらうような手だてをまた考えるということですので。こういうことで、ちょっと面倒で時間がかかるのですが、三つぐらいの手順を踏んでいくのが、よいのではないかと考えております。形式主義になるかもしれませんが。

藤田委員長 ありがとうございます。非常に具体的な形で、局面も含めて、それからもう少し後でお話をお伺いしようと思っていました広報手段も少し付け加えていただきました。

何かほかにご意見はございませんか。

進藤委員 先ほどの中元委員、和崎委員のお話を含めてだと思いますが、それがやはり正解かなということを私も思います。

河川整備計画の原案ができる前の第1稿の後に、住民意見聴取をする。これは情報の公開というか、皆さんに伝達するということに終始する。その次に、原案が出てきた後に住民意見を聴取して、皆さんの意見を聞く。そして、その次に河川整備計画の案が出るという流れです。しかし、原案の後の住民意見の聴取で言った意見が本当に反映されているのかというようなことをフィードバックする場がこの後がないので、やはり三段階くらいは必要なのではないかと私も思います。案が出た段階では、意見を言う機会は地方公共団体の長しか言えませんが、フィードバックできるようなものを何か一つ入れ込むことが必要なのではないかと思えます。

藤田委員長 三つぐらいですかね。

井下田委員 欲を言えばきりがありませんが、できれば集会は数多く開催できることが最も望ましいですね。それは人々の思いや願いがそういう場を通して確認できるからです。ただ、先ほど来からのお話のように、物理的な時間あるいは金銭的な制約の問題もありますから、開く以上は開いてよかったとお互いが確認できるような集まりのレベルであってほしいと願いたいところです。

藤田委員長 局面に関しまして、多いほうがよいのではないかというのは、

やり方の問題にも関係してくると思いますので、一応今の段階でのご意見を集約していきますと、説明資料の第1稿が出てきた段階で集会を開く。これはフォーラムというのが一つの方法であるというご提案がありました。そこでは、もちろん共通認識を持ってもらうということからできるだけ情報を公開していきながら、その場に出される意見もお伺いする。そういうスタイルを取ったほうがよいだらうというご意見でした。そして第2回目としましては、今度は第2稿になるのか原案のところなのか、このあたりのところは資料の出され方にもよりますが、ある程度まとまった案という形が出てきますので、そこにぶつけていくという考え方です。それから場合によってはもう一度、第1稿と第2稿の間でも結構ですし、原案の前でもよいから、もし原案が出るのが少し遅いという形であれば、むしろ今度は上流、中流、下流を含めた形、分けた形でも結構ですから、少し地域に根ざした議論を進めていくのをもう一度考えてはどうか。したがって、そのあたりのところはフォーラムと、地域ごとの少し小さな集会が、場合によっては第1稿と第2稿全体の真ん中あたりで出てくる可能性があります。それをできるだけ原案に反映させるということです。さらに、最終原案が出たときに、我々としてもいろいろとそれを理解して、場合によっては我々が意図したところとは少し方向が違うということであれば、その原案に対してまた物申すという形での委員会、集会を開いていく。そのようなご意見だったと思います。

そのあたりの局面について、大体このあたりでよろしいというか、いかがですか。

中元委員に確認なのですが、フォーラムに関してはある程度理解できたのですが、例えば原案に反映するとか、対話集会的なものは、一体どのタイミングがよいでしょうか。例えば、原案が出ますと、多分これは河川全体の問題としてとらえたほうがよい可能性が高いと思います。もう一方では、ある部分の治水計画がこのように具体的に出てきた場合には、むしろそこについては、例えば上流でいろいろと対話して、意見をお伺いするというものでいけば、原案が出る前のほうがむしろ都合がよいのではないのでしょうか。そのあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

中元委員 確かにそのとおりで、この真ん中の公聴という形に反映ということも含めてしまって、そこで出た意見は原案に必ず反映してくださいということで行く。そうするのであれば、原案の出る前のほうが効果があると思います。

藤田委員長 そうですね。もしかすると、少し私と委員の先生方のご意見は違うのかもしれませんが、原案が出てきた段階ではそう簡単に大幅修正はありえないのではないかと思います。それよりは、説明資料の段階で河川管理者がこのように考えていま

すという説明をされるわけですから、そこだと結構反映されやすく、修正しやすいという意味です。

中元委員 さらに重ねて言えば、原案が出たときにチェックする場もいるのではないかと思います。それを反映というところでやればよいかなと思ったのですが、それはどちらでもよいと思います。より具体的に効果的にできるのは、今委員長がおっしゃった段階のほうが効果的ではないかと思います。しかし、やはり何らかの形で原案の段階でもいると思います。

藤田委員長 わかりました。

それともう1点、お話を伺いたいのは、流域委員会としては3回ぐらい考えたいということなのですが、例えばその中で河川管理者が行う住民意見聴取というのがあります。それは、例えばその3回の中に組み込むことができるのか、それをもうちょっと違う形で、例えばパブリックコメントのような形で取るべきか。そのあたりに関する議論はいかがでしょうか。例えば、河川管理者が行うものは、また行いますとおっしゃっているわけです。また、実際に法律上も行いますということなのですが、今いろいろとお話をしていたのは、どちらかという流域委員会が主催する集会についてです。それに対して河川管理者が住民意見聴取というように考えたときに、むしろ我々がリクエストすれば、補完ができるわけです。同じものを開いても、住民の方から「またやるのか」と言われるのもおかしいです。

中元委員 我々が今やろうと言っていることは、住民、地域に広く浸透していくというものにはなりにくいものです。場をつくるということですから。ここで欠けているのは、やはりパブリックコメントをどうしていくか、大まかな意見をできるだけ広く集約していくにはどうしていけばよいのかという局面が抜けているわけです。河川管理者が同じようにフォーラムをしたり、ワークショップをしたりはしないほうがよいと思います。こちらでやるということになれば、そういう方法はこちらでやりますということになるわけです。むしろ、今言ったような、全流域住民アンケートなどをやったほうが、より幅広い意見が出てくるし、相互補完的な意味もあると思います。

藤田委員長 ありがとうございます。

というご意見ですが、いかがですか。

進藤委員 住民意見聴取、これは河川管理者がやらなければならないのではないですか。

河川管理者 法律上の要請としましては、公聴会の開催と住民意見を反映する措置を講ずるとありますから、それは当然河川管理者が行います。

進藤委員 そういう解釈で私は意見を言っていたのですが。

藤田委員長 流域委員会の役割からいくと、我々が住民意見反映のためのいろいろなことをサポートするという役割を持っているわけです。そういう意味からいきますと、先ほど来、言っていますように、同じことをやっても仕方ないですから、むしろ補完するような形でやれば、より共通認識が深まるのではないかという理解だと私は思っていました、いかがですか。

進藤委員 一緒にやればよいのではないですか。委員会には意見聴取の権限がないのではないですか。主催するとか、開催するというのはできないのではないですか。

和崎委員 皆さん、それぞれ「私はこう思っていますが」という話だろうと思うのですが、基本的に住民意見聴取は河川管理者さんがされるのですが、その行う方向について流域委員会は河川管理者に意見をすることができて、その住民意見聴取にどのように委員会が関わるかというのも、委員会で意見することができるということですから、主催は河川管理がされて、その中に我々がどう関わっていくかを議論していくということではないでしょうか。これでよろしいのでしょうか。

藤田委員長 一つはそれでよいと思います。ただ、もう一つ、例えば前回上流、中流、下流で集会を開きました。あの集会は委員会が主催してやっているわけです。ですから逆にいえば、基本的な考え方や説明資料が出れば、それに対して、まず委員会の中でいろいろ議論して、この資料は不足しているのではないかといったことも含めてそしゃくをするわけです。それらをどこかに情報として提供していく場が必要ですので、その情報を提供する場で、さきほど中元委員がおっしゃったように、広報も公聴もテクニカルには同じ場でできるだろうということです。そうすると、そこでまた別途意見も反映されるわけです。それらをまとめておけば、これは一つの住民からの意見であるし、それを何らかの形で河川管理者にまとめて話をすれば、それはそれで住民意見を反映させたということにはなるのではないかというのが私の考え方です。

ですから、ある程度、例えば今言われた第1稿が出た段階、説明資料が出た段階で、委員会の中で、意見を求めるということです。そのあたりのところを含めて、我々としてはこの説明資料に対していろいろと理解することが必要で、その理解したものを住民に対してどのような形でかは別としまして、一緒に同じような共通認識を持っていただきたいと

いう集まりを開くということです。それは河川管理者もノーとは言われたいと思います。

和崎委員 河川管理者の住民意見聴取の一環としてではなくて、委員会が独自でそういうことをやってもよいという話ですね。

藤田委員長 はい、そうです。

和崎委員 私の考え方ですが、河川管理者さんがされる中の一つのメニューとしてそれが組み込まれていても、問題ないのではないのでしょうか。つまり、こういう住民意見聴取の方法を取りましょうという提案をする。その中の一つの手法として先ほどの委員会、それから委員会と住民というフォーラムがある。そういう位置づけで考えるというのではないのでしょうか。

藤田委員長 どうぞ、ご意見を。これは少しご意見をお伺いしたほうがよいと思います。

いかがですか、進藤委員。

進藤委員 この委員会は住民意見の反映のあり方ややり方について意見を述べるだけであって、我々が主催するということは、たしか書いてなかったと思います。この委員会の職務としてです。前回開いた「集い」は別ですが。あれは我々が提言をするために皆さんの意見を聞かなければいけないということで、やらなければならなかったと思います。

では、例えば、河川管理者が行う公聴会等というのは、どれに当たるのですか。原案の後の意見聴取がそうなのですか。

藤田委員長 「河川整備計画（原案）」のあとに矢印で書いてある「住民意見聴取」というのは、法的にもやらなくてはならないものです。

進藤委員 やらなければならぬものですから、そのあたりを今のうちに明確にしておいたほうがよいのではないですか。だれが主催するのかなどです。

藤田委員長 これは、河川管理者が主催します。

進藤委員 それであれば、この意見聴取をこういう具合にやったほうがよいのではないかということを委員会が提言すれば、河川管理者はそれを受けなければならないわけですね。

藤田委員長 少なくともそれは受け止めていただけたと思います。

進藤委員 そういうことですね。

藤田委員長 それは1点いえると思います。しかし、今言われた中で、例え

ばもう一つ、第1稿などの説明資料が出たときにも住民意見聴取を計画されているとすれば、そういう段階でもこれは同じようなことを考えているわけですが、河川管理者が考えている整備計画の基本的な考え方に対して、住民にもっとたくさん知っていただきたいという意味からいえば、意見聴取をあと1回くらいやってもよいというような意味で、この資料2が出てきているわけです。

進藤委員 前のほうの意見聴取は、これは河川法に定められていませんので、これは極論ですが、揖保川流域委員会と河川管理者と共同で主催するのか、流域委員会で主催するのか、といったところがはっきりしていません。

藤田委員長 もし流域委員会が主催してもよろしいということがあれば、それは流域委員会で主催してもよいということだと思います。

井下田委員 資料2の住民意見聴取の枠の下のほうの河川整備計画と関連して、第1稿や、あるいは原案が出た段階で、今この図では2か所住民意見聴取の聴取の部分が位置づけられています。行政がコミットする多くのこのような住民意見聴取は、ともすれば聞き置くレベルにとどまっています。消化主義的な集まりになりがちです。もちろん、その部分に対して、今日の行政は、総体としてこういう部分を位置づけている以上は、従来型のこのような集まりの弱点の部分を克服したいという思いに気がついておられるわけでしょうから、先ほど来からのお話と関連していえば、せっかくこの流域委員会がありますから、この流域委員会自体は市民、住民の代表的な側面を他方では持っているわけですから、行政が関わるこのような住民意見聴取の場であっても、何らかの形で当流域委員会がコミットできる余地を当初来から保証してもらえるとありがたいです。いうならば、それは共催ということになるのか、あるいは部分的参加であるのかは定かではありませんが、いずれにしても流域委員会が関わる部分を十二分に保証してもらいたいと思います。

藤田委員長 はい、どうぞ。

和崎委員 私が河川管理者の主催というか、河川管理者のジョブとしての住民意見聴取にこだわっておりますのは、前回木津川上流での集会に参加したときに、河川管理者主催の公聴会の手法として、対話集会の手法を取っておられたのです。それは、流域委員会のほうからこのようにやりましょうという形で意見をされたもので、それを実施されているわけです。そしていちばん肌で感じたのは、河川管理者の方も住民の皆さんも、流域委員会の委員は少なかったのですが、一緒に同じテーブルについて河川管理者が情報を提供しながら議論が積み上げられていく姿がありました。その姿の中に、今後住民が川

に関わっていくという、パートナーシップの兆しのようなものを、議論は実は対立する部分が多々あったのですが、感じたわけです。つまり、公聴会という対話集会が住民と河川管理者側との架け橋づくりに役立つのではないかと考えるのです。これは例えば流域委員会が主催をしまして、こちらは河川管理者、こちらは住民とすると、二つが対峙をしまして果たして今後将来的に一緒にやっていきましょう、住民主体でという話になってくるのか、という気がします。逆に感覚としては、意見を言えばなしのような形で、「聞きました」、「聞き置く」で終わってしまう。そういうことにならないかというのが、非常に心配するところでございます。

進藤委員 河川管理者は、いちばんはじめの段階からから、出てきてもらったほうがよいと思います。中途半端に委員会が主催とかではなく、そのくっつける役目を果たしてはいかがでしょうか。

藤田委員長 そうしますと、今の住民意見の反映におきまして、資料2では、河川管理者のほうからの意見聴取が2回書かれているわけですが、中元委員はむしろ3回ぐらいのほうがよいのではないかというお話でした。多分我々としては、それはまとめてご意見としては申し上げることはできるのですが、もしかすると、3回ぐらいあるべきではないかということです。あるいは、先ほど言われたように2回ぐらいでもよいのか、もっとやるべきなのかということです。それから、主催に関してはすべて河川管理者が主催し、今後は5番目の流域委員会の関わり方をもう少し議論するということになってきますか。そのあたりはいかがですか。

中元委員 別に回数にこだわるわけではなく、要は中身をどうするかということだろうと思いますので、さきほど言った三つのポイントです。共通認識と問題提起の集約・整理、それから提言。これがうまくまとまるような会であれば、2回であろうが3回であろうが、こだわりません。

藤田委員長 いかがですか。はい、どうぞ。

栃本委員 住民意見の聴取というのは、河川法で河川管理者がやらなければいけないものです。そういう形でここで2回の聴取の枠組みが取られていると思います。それはそれでよいと思うのですが、2回にしる3回にしる、やはり住民からいかに意見が出るか、出してもらえるのかというのがいちばんの問題であって、その方法を委員会が提言するというではないでしょうか。それにのっとってやっていただくということではないかと思います。

藤田委員長 わかりました。進行役として回数にこだわったのは、今日の議論をある程度まとめ、次回の流域委員会に提案書の原案を出すにしましても、この段階で1回、この段階で1回、あるいはこの段階で1回という書き方をしないといけませんので、そういうことから回数はいかがでしょうか、あるいはそのときのタイミングはいかがでしょうかという話をお伺いしたかったということです。思いは多分同じだと思います。それをいかに有効にするかということは、また別の次の段階の議論でしていきたいと思っています。

そうしますと、一応、河川管理者提供の資料2からいきまして、住民意見反映については説明資料が出た段階で一度、どういう形かは別にしまして、開催をしていただく。もう1点は、河川整備計画の原案が出た段階でもう一度集会を開いてもらうことを原則にする。これは、場合によって、非常に紛糾した場合には、ミニ集会も含めて臨機応変にやっていく必要があるという理解で、一応原則この2回を行うということにしていきたいと思いません。

続きまして、今度は「意見を求めるテーマ、論点」ということになります。庶務のほう、説明をお願いできますか。

庶務 それでは、資料の4ページでございます。資料3としまして、「意見を求めるテーマ、論点」についてですが、まずここでははじめに、前回の委員会の議事録の中から関連するご発言をお示ししております。それから、2番目に、先ほど想定しました各局面において、「住民に意見を求めるテーマ・論点」の例を提示させていただいております。ここに挙げましたテーマ（例）というのは、現時点で想定しております資料の内容から可能と思われるテーマ、論点の設定ということで、あくまで本日の議論のたたき台として挙げておりますので、これをご承認いただくという意味ではありません。その点をご理解いただきたいと思います。ここでは、これを参考にさせていただきながら、想定するテーマ・論点というものをどのようにしていくかといったことについて、ご審議をお願いいたします。以上です。

藤田委員長 第12回委員会での意見として、これは中元委員、南山委員ということで書かれておりますが、これも先ほど来お話がありますように、具体的なものがなかなか出ない中でのテーマ設定、あるいは論点をまとめていくということは、非常に難しいものがあるわけです。例えば、このテーマとしましては、ここに書いてあるような例が一つ考えられると思います。けれども、おそらく説明資料の中では、従来の例えば紀の川

や由良川など、由良川の場合は一応計画の原案となっていますが、これらを参考にしますと、治水、環境などが分かれて出てくる場合、あるいは少なくとも分けてまとめていただけるというように考えておりますので、そういう意味では我々が提言で盛り込んでいったまとめ方が、場合によっては論点とほぼ対応してくるのではないかという気はするのですが、いかがでしょうか。あるいは、もう少しもしかすると具体的な形で、例えばダムがどうかどうかは別として、こういう問題が出ましたということになると、そのテーマをむしろ取り上げていく。これは明らかに資料が出てこないとなかなか出てこない問題だとは思いますが、そのあたりのところはいかがですか。場合によっては、資料が出てからでよろしいということで結構かもしれませんが。

庶務のほうで、ここは確認しないと難しいですか。

庶務 今日の段階で不確定なところがかかなり多いということですので、おそらく明確にはまとまらないと思います。

藤田委員長 ちょっと議論しにくいかもしれませんが。

そうしますと、次の「意見を求める住民層の捉え方」ということで、資料4の説明をお願いしたいと思います。ここは非常に大事なところだと思います。

庶務 それでは、5ページと6ページでございますが、ここでは「意見を求める住民層の捉え方」というものを書いてございます。はじめに、ここでは「提言」の第 章の中の「住民意見反映のあり方」に盛り込まれた項目として、 から のような内容を委員会として挙げておられます。

それから、2番目のところは、前回委員会でのご意見でございます。

それから、3の「捉え方の視点」ですが、住民層と範囲の捉え方として、揖保川との関わりの観点から、流域と居住地との関係による区分、利害関係からの区分、こういったものもより細かく見ていきますと、治水面での利害関係や利水面での利害関係、利用面での利害関係、あるいは水質での利害関係、こういった分け方があるかと思います。それから区間別の関わりとしましては、これまでも何度か審議で出ておりますが、直轄区間に入るかそれ以外かといったもの、あるいは本川・支川という考え方があるかと思います。また6ページにございますように、住民層の捉え方として、一般的なものとしては、年齢層による属性、あるいは性別による属性、または関連・関係する集団としまして、市民団体や、あるいは場合によっては学校、市町村の区別、こういったことがあるかと思われます。

それから、5ページの下の子図には、参考となる図をアイウエオで示しておりますが、

これはこういった区分を考えるうえで参考になると思われる図を列記しておりまして、このうち一部の情報が掲載されている図を参考資料3として添付しております。

6ページは、「意見を求める住民層と範囲」の考え方のフレームを示しておりますが、局面が1から4と進むにつれまして、計画内容が具体化されると考えられますので、河川整備に直接的・間接的に利害関係が生じる住民層や範囲がより明確になってくると考えられます。こういった捉え方を参考にさせていただいて、意見を求める際の対象として、こういった住民層あるいはこういった範囲にしていくか、ご議論とご審議をお願いいたします。

以上です。

藤田委員長 はい、ありがとうございます。これもちょっと難しいところは、田原委員が前回発言された内容のところですね。ご意見を見ますと、パブリックコメントを取ることは、むしろホームページ等を活用したほうが忙しい人には有効ではないかというようなことで、このあたりのところになりますと、次の方法論、手段との関わりが当然出てくるのですが、まず住民層の捉え方ということで、前回、委員会が主催して行った集いは、どちらかというところ、上流、中流、下流という物理的な形で区別をしてしまった部分があるわけですが、これは栃本委員、いかがですか。

栃本委員 3) aのところ、流域というところに括弧があって、集水域プラス氾濫域というように書かれています。これまでの委員会でも、集水域というのは流域に含まれるのだという学術的な説明もありました。ただ、流域というと、どうしても川のほとりというイメージが非常に強いわけで、揖保川から遠く離れた揖保川の集水域に住んでいる人にとっては、いまひとつ、ぴんときない話ではないかなと思います。それから、流域外の居住者は、揖保川に関しまして、私もそうですが、川の生物に対する関心というのを非常に強く持っております。それから、先ほどご説明がありました4ページの資料3の例えばということで、論点として三つ挙がっていますが、すべて自然環境との関わりということであって、やはりテーマは今までないがしろにされ、破壊され続けてきたこの川の環境との関係をどのように考えていくのかではないかと思います。20年後30年後の姿を考えて意見を言って下さいといっても、なかなか一般の方からは出てこないのではないかなと思います。

また、それと同じことで、5ページの3) bの利害関係というところで、治水、利水ということが挙げられていますが、前回委員会で南山委員から環境に関するものをきちんと盛り込んでほしいという提言があったわけですが、そういう自然環境ということをもっと

表面に強く出して訴えかけないといけないと思います。地元の方に説明するときも、改修後の図などがよくつけられています、コンクリートで固められて安全で、遊歩道があったりするやいなゆる都会的な説明図がついていて、「こうなったらよいだろう」というような押しつけの案というのが出されることが多いわけです。しかし、そういう改修をした場合に、水の中の生き物だけではなく、そういう河川環境に依存して生きている生き物がどうなっていくのかということを考えなくてはなりません。多分そういう人工的な改修をすれば、今までの河川改修の結果と同様に自然環境を破壊していくことは間違いないと思います。河川管理者のほうから工事をする場合にそういうデメリットの部分の説明が欠けているというのが、いちばんの大きな問題だと思います。

藤田委員長 そのほか何かございますでしょうか。

ひとつの例として、こういう河川整備計画立案に向けての考え方とか、説明資料の第1稿、第2稿が出てきますと、紀の川のように橋本市の治水対策として、非常に具体的な話が出てくる可能性が高いと思います。これは、当然河川整備を考えるうえで、揖保川全体をどうしますということだけではない、ということだと思いますし、この中でも、代替案として引堤があります、というように非常に具体的なところが出てくると思います。そういうものが出てきたときに、ではどのように住民の方に訴えかけていくか、そのあたりは具体的な話を書いておかないと、例えば、先ほども議論しましたが、住民意見聴取ということで、河川管理者にこういうことをしてくださいと提案するのですが、それがパブリックコメントだけでよいのかどうか、といったところに関わってくると思います。

いかがでしょうか。

和口崎委員 この住民層の捉え方の視点のところの議論かなという気もしているのですが。一つは、「職縁」、職業に関わる縁で川と関わっていく方たちがいます。この方々は、恐らく非常に興味を持って整備についてふだんから考えておられるものと考えられます。そして、テーマコミュニティといいますか、「好縁」です。いわゆる環境のことを考えるとといった方々は、川に接近していなくても、地域にはたくさんいらっしゃると思います。これは、呼びかけ方が全然違うと思うのです。もう一つは、先ほど言ったような「地縁」、川との利害関係が生まれてきたり、実際に河川利用をしていたりする人たちです。この地縁は、恐らく川と離れているところでは疎くなってくると思いますので、地縁に対するアプローチも異なると思います。

何に最も力を入れてやらなくてはいけないのかというと、私はこの地縁の人たちにどの

ように整備計画を伝えていくのかというのが、非常に重要なポイントだろうと思います。戦略としては、三つに分けて、もう一つは「その他」というのがあるのかもしれませんが、それぞれにアプローチの手段を変えて説明をして、意見聴取をしていくというようなことを考えていくべきだろうと思います。併せて、当然議論になるテーマというのは、地域によって、これまでの委員会主催の「集い」の意見交換会でも出ましたように、上流、中流、下流では大きく違います。となると、大きく議論をする場と、それぞれ個々のポイントで説明する場というのが必要になってくるのかなと思います。例えば、龍野の引堤がテーマでしたら、これは龍野の川岸でやられるのでしょうか、環境の問題で、山、治山などという話が出てくると、波賀町なののでしょうかという形で、やはりテーマごとに議論する場をイメージしていかなくてはいいだろうと思います。

藤田委員長 はい、どうぞ。

井下田委員 この5ページの半括弧のおしまいのほうですが、和崎委員から30代、40代の方や女性の方に入ってもらうこともまた考えましょうという提起をされておられます。関連して言えば、先ほども住民意見の集約のための意見聴取の集まりを、2回、あるいは3回になるか定かではありませんが、できれば土日開催、ないしは夜はちょっと難しいでしょうけれども、せいぜい土日開催を考えてみるということは、今まで提起はありましたが、具体化されていけませんので、この部分は煮詰めて今後検討していただきたいところです。今和崎委員のお話のように、あるいは皆さん方のご意見として出てきていますように、密なる集会を開いてほしいところです。つまり、上流、中流、下流を含めて、切実に感じている地域社会の問題状況が集約できるような場の設定が望ましいところだろうと思います。そのためには、この5ページなどに出てきている利害関係者と関連することとつなげて、もう少々申し上げてみれば、当事者との懇談会を中心にしながら、これを広げるような形でこの集会の中身が詰められていくことが望ましいと思います。いうならば、せっきくの河川整備計画ですから、揖保川のこれからのどこに何を切実に求めるのか、そしてこれまでどの部分にどういう問題状況が介在していたのか。そのあたりは先ほど来の栃本委員のお話のように、せっきくの今回の新河川法の改正は、従来の治水・利水優先型河川行政から大幅に転換して、環境がらみの部分にウエイトを置き始めようとしてきているわけですから、せっきくのこれからの集会、住民意見の集約のテーマの設定の一つに環境がらみの部分は大きなテーマとして掲げてほしいと思います。

繰り返しになりますが、基本的には、揖保川と関わっている各世代の方、それぞれ地域

社会で生活しておられる方々が、日常的に切実に感じておられる部分をどのように切り取るのか。また、そのための問題提起を私どもを含めて、当流域委員会はもちろんです。河川管理者のほうからも、基本的な考え方の中に今の部分を厚みを持ってまとめとして問題提起をしてもらえれば、とてもありがたいと思います。

藤田委員長 はい、どうぞ。

和崎委員 ちょっと補足したいと思います。井下田委員、ありがとうございました。ここで少し具体的に一つ踏み込んでしまうのですが、例えばこういう考え方はどうかと思います。先ほどの職縁や好縁のテーマコミュニティというのは、広く伝えることによって恐らく入ってきていただけるのではないかなと想定をしています。問題は、地域の方でなおかつ多様な年齢層の方々からの多様な意見をどのように受け止めることができるかということがあります。

私たちはよく学校でイベントをやったりするのですが、まさにいろいろな人たちが地域にはいるわけです。そのいろいろな人たちをつないでいるのは、学校の校長先生であって、校長先生が地縁の組織のネットワークのかなめにいらっしゃるのです。例えば今まで恐らくなされていないだろうと思うのですが、いくつかの校区をまとめて、一つの学校に集まる形でセンセーショナルなテーマ、例えば「河川公園がなくなるよ」というテーマを持ってきて、説明会を開く。そういうことをやると、きっとお父さんの世代やお母さんの世代、おじいちゃん、おばあちゃんも、自治会、老人会などを含めて、その場に恐らく来られると思うのです。そして、「この川は自分たちでつくるんですよ」という流れをその中で訴えかけられれば、その後の説明をして、反映をしていく流れの中で、参加する素地ができる。釣りであれば、「まきえ」をまずしないと魚は集まらないのではないかと思います。ですから、今までの手法とは少し異なるアプローチをいくつか考えていくという必要はあるのだろうなという気がします。

藤田委員長 なかなかこれは難しい問題なのですが、和崎委員からのヒントとして、グループの方たちということも非常に大事なのですが、例えば小学校の校区をいくつか集めるということも含めた地域を想定してはどうかということ。そういう形でいきますと、やや上流、中流、下流という分け方と似てくるということもありえますか。

中元委員はいかがですか。

中元委員 この住民層をどのように捉えて、それをそれぞれのフォーラムなり会合なりでどうやって集めるかということですね。これは、回数とも関係してくるわけで、

何回やってもよいのであれば、それぞれの利害関係者ごとに何回も開いて、意見を集約してやればいちばんよいわけですが、そんなことは多分難しいと思います。もう一つ極端な言い方をすると、全部一緒に集めてやるというのも一つの手です。というのは、利害関係者、利水・治水、いろいろな業者もおられます。そういう人はそういう人たちだけの場で議論していても、内部の話になってしまいます。例えば環境の問題からアプローチすればこうですよというような意見交換をする必要が当然あるわけです。お年寄りの方ばかりが集まると当然お年寄りの話だけになりますし、30代だけだと30代だけというように、いろいろな問題があります。それは、いろいろな人を多様に集めてきて、できるだけ回数を効率的に開いていくというやり方がいちばんよいわけですが、そんなものがあればよいですが、なかなか難しいわけです。

別の視点でいえば、例えば、老若男女、地域ごとにいろいろな意見を集約するということでは、来ていただいてしゃべってもらっただけであれば、そういうことを別にしなくてもいいかもしれません。それは、アンケートか何かで具体的に求めて、いろいろな意見をそういう人たちに書いてもらって集約をするやり方もあります。別に会場に来なくても、意見の集約は、一つのやり方としてはできるわけです。そういうことを組み合わせながらやっていく。

最終的には、ここに書いてあるような人たちを集めて、それぞれの立場を主張をしてもらうと同時に、それぞれの利害関係者の間での意見調整を図っていく。これが一つのやり方ではないかと思っています。ただ、言うはやすしで、なかなか難しいと思います。全体的な集会で全部やってしまうということになると、なかなか難しいので、そういう二つに分けてやる。一つの場を集める人と、場に来なくてもいろいろなところにいる人の意見をできるだけ効率的に集めていく、多様に集めていくというやり方をすれば、ある程度解決できるのではないかと思います。

藤田委員長 はい、ありがとうございました。非常に現実的な解答を出していただきました。おそらく、今までの議論を考えますと、一つの方法論でやるのというのはかなり難しいだろうと思います。おっしゃるとおりで、例えば職業、忙しさ等を含めまして、一つの場所に集めている議論するということも不可能ですし、そういう意味では、先ほどの田原委員のパブリックコメントというのも一つの有効な手法だと思います。これは、アンケートも含めて当然そうなると思いますので、恐らく今のご意見で、それらを含めて1回目の意見聴取と考えれば、非常に膨らんだ形での1回目の意見聴取が

出てくるのではないかという気がします。

進藤委員 ぜひそういう形でやっていただけたらよいと思います。取りこぼしというのは絶対ありますので、1日だけその日に設定すると、行きたくてもどうしても行けない場合もありますし、例えば入院などをしてしまった場合はどうしても行けないということになります。そういう皆さんからの意見をできる限り取るのであれば、パブリックコメントなどで、ホームページで発信して意見を聴取したり、手紙で意見を聴取する。この前の「集い」の時も試行的にやりましたが、ああいうやり方は当然やっていくべきではないかと思います。

それから、「揖保川との関わり」ということで、いろいろな分け方をされていますが、先ほど少し意見が出ていたように、それぞれみんな一緒に意見を聞いたほうが私もよいと思います。一つずつ聞いていくのは、多分無理だと思います。例えば、さきほど河川環境の話が出ていましたが、治水面で、氾濫域の当事者は、地域に生きている人間にとっては本当に切実な問題です。もちろん、河川環境と治水というのを共生させていくというのは非常に難しいテーマが含まれていると思いますが、最近異常気象でいろいろ災害も起こっていますし、この前も河川管理者さんから福井県の足羽川の説明がありました。今このようなことも関心が高まっていると思います。ですから、そういう場合、個別に意見を聞くのではなく、先ほど中元委員がおっしゃったように、広く意見を聞く方法を考えてやってほしいと思います。

藤田委員長 ありがとうございます。

どういう方法かは別としまして、広く意見を聞くべきだというお話でした。それを1回とカウントするということも含めて、そうしますと、第1回目の意見聴取ということですが、方法論としてはマルチな方法を使う。おそらく、その中の中心としては、例えば集会があるかもしれませんが、それを補完するような形で、例えばパブリックコメントがあって、これはネット上でやるという方法もあるかもしれません。もう1点は、我々のニューズレターは各戸配布をしていますので、場合によってはその方々に手書きでも結構ですからご意見をいただきたいという方法論もあります。それは、当然出てくると思います。

中元委員 アンケートと一口に言いますが、なかなか書いてくれないということもあります。書く立場になりますと、「まあ、自分はいいだろう」ということもあるわけです。もちろん、積極的に書いていただける人がたくさんいればよいわけで、それはそれでいただくとして、方法論としまして、あまりよい方法ではないかもしれませんが、だれ

か適当な人に、専門的な立場の人もいるでしょうし、よくご発言される方もいるでしょうし、そういう人をお願いをしていくということがあります。これも、できるだけ意見を集めるという意味では、数をできるだけ増やして多様な声を集めていくということで、そういうことも許されるのではないかという気がします。

藤田委員長 場合によっては地域の自治会など、そのあたりの方にご意見をいただける人をご推薦いただくということもありだということですね。

何かほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

枡本委員 先ほど進藤委員からも意見が出ましたが、やはりそういう意見を聞く相手、今中元委員から特定の人へという話がありましたが、例えば、農業用水や工業用水を取っていく立場の人、それから進藤委員が言われたように、氾濫域に住んでいる方、そういう方から重点的に意見を吸い上げてほしいと思います。漁業組合のほうは南山委員が入っていましたが、そういう特定の方、あるいは自然環境のことに关していいますと、高齢者の方に直接聞き取り調査をすると、おそらく昔のよき自然の多く残っていた時代の懐かしさもあって、本当によい環境だったということが出てくるだろうと思いますので、そのあたりをねらいうちすることも必要だと思います。

藤田委員長 アンケートを含めて、それからもし何かの集会をすれば、意見聴取の中でもむしろポイント、ポイントで、ここで言うところの種々の利害関係者ということになるのかもしれませんが、そういう思いを持っておられる方に発言をしてもらうことも当然考えていくというご意見だと思いました。

さて、だいぶ住民層の捉え方に関しましても、形が見えてきました。見えてくると、何となく手段のほうも浮かび上がってきそうな気がします。例えば第1回目の意見聴取と第2回目の意見聴取ですが、これは「第1回」ではなく、「第1回目」のというように言葉を少し加えていって、その第1回目の意見聴取の中で、パブリックコメントというのは有効かどうか。いかがですか。

和崎委員 これは説明資料が出てきた段階ということですね。

藤田委員長 はい、その後ということです。

和崎委員 それまでは何も実は出せていないわけですから、広く知っていただくため手法としては、ぜひとも使っていただきたいと思います。

藤田委員長 一応、パブリックコメントは一つ入ってもよろしい。これは、当然ながらネット上を想定しておられるということですね。

和崎委員 はい。

藤田委員長 それが1点です。それから、さきほどの中元委員のお話ですが、アンケートというより、むしろ自治会やそういうところを通じて今後説明資料や原案などに対して全体としてどのようなご意見を持っているのでしょうかという聞き方をしたほうがよいということですね。従来のアンケートのように、この案は賛成ですか、反対ですかという択一ではなく、むしろ、意見を求めるという感じですね。書いてもらう人を選んでお願いするというやり方も有効ではないかということですが、それが一つご意見として出ました。

それから三つ目の、これがいちばんメインになると思うのですが、では集会をどこで、どういう人を集めてやるかということです。もちろん、場合によっては、先ほど栃本委員のお話にもありましたように、ある程度話題提供をしてもらうということです。これは、積極的に流域委員会のメンバーも関わりますということではいえると思うのですが。話題提供と河川管理者からの説明と、場合によっては議論の場を設ける。そうすると、それはどうというスタイルの集まりがよいのか。そのあたりのご意見をお伺いしたいと思います。

中元委員は、最初フォーラムぐらいがよいのではないかとことをちらっとおっしゃっていたのですが、いかがですか。

中元委員 いちばん最初にも言いましたように、やはり共通認識を全体に広めていくという意味では、いちばんよい方法かなと思います。

どういことをやるかというのはこれから決めればよいと思うのですが、形式的にいえば、基調講演があってパネルディスカッションをする。その間にいろいろな情報提供をする。時間的な制限もありますが、そういうやり方があります。また、基調講演をする場合に、ある程度名前の通った人を呼んで人を集めるというのが、通常取られる手段です。人寄せパンダがよいのかどうか、議論のあるところですが、ほかにあまりいい手がないということであれば、今のところこれが次善の策かなという気はしています。そういう人の人選をどなたかにしてもらって議論をしていく。あとはパネルディスカッションの場合は、利害関係者に入っていただくのか、流域委員会のメンバーも参加していくのか、河川管理者は入るのか、といったことを決めなくてはなりません。先ほどの河川管理者が主催するのか、我々委員会が主催か、といったいろいろなことがあります。例えば、河川管理者がその場に参加するということであれば、法的に求められていることがクリアできるのであれば、入っていただいたほうがよいと思います。そのあたりはよくわからないので、ちょっ

と質問しようかなと思っていたのですが、どういう位置づけなのかわかりませんので、ちょっとあいまいなところがありますが、そういう人たちの参加について詰めた上で、実施するということです。

同時に、会場に子供の作品を展示したり、ということもやって、少し幅を広げて多彩にしていく。そのようにいろいろアイデアがあると思います。基本的には、いちばん最初はフォーラムをやってみてはということです。同時に、フォーラムというのは、どんな場合でもそうですが、来ている人はよいのだけれども、来ていない人はまるでわからないわけです。そこでよくやられるのが、折り込みでもよいのですが、新聞やメディアの本体にそれを収録していくという方法もあります。そこで念押しをしていくというやり方です。メディアに収録することが、さらに情報を提供していくという効果があるわけですから、そういう手法を考えていけばよいのではないかと。大まかには、そのように考えています。

藤田委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。はい、どうぞ。

井下田委員 ただいまの中元さんのお話に少々付け加えて申し上げてみたいと思います。この種の集会の多くは、ともすればワンウェイ・コミュニケーション、一方通行の集まりになりがちで、いうならば、お知らせ集会のレベルにとどまって、集まってこられる皆さんがたは、揖保川という川の復権に参加したい、あるいは参加しているという実績を日常的にも積み上げられておられる方々が多数派だろうと思います。この観点に立ってこの種の集まりを考えるならば、今申し上げていますように、川の復権に参加しているという感覚を確認できるような集まりであることがやはり望ましいだろうと思います。したがって、ワンウェイ・コミュニケーションの集まりをなるべく抑えてもらって、フロアからの自由な発言も保証できるようなツーウェイ・コミュニケーションとでもいえる集まりであることを、加えていただければなおよいと思います。

藤田委員長 今のは中元委員も最後のほうで、パネルディスカッションのところで少しおっしゃられたと思いますが。

中元委員 それは会場からの質疑応答も含まれています。そういう方法がよいのではないかと思いながら発言しました。

進藤委員 できるかぎりやるというほうがよいと思います。会場からの意見を盛り込むのであれば、例えばパネルディスカッションに会場からの意見をもらうなど、いろいろな方法があると思います。できるかぎりそんな方向に持っていったらと

思います。

藤田委員長 はい、どうぞ。

和崎委員 大きなフォーラム、シンポジウムを今のツーウェイで、互いに対話する形で入れながらやるというのは非常に素晴らしいし、そうだろうと思います。しかし、客寄せパンダで客が集まるのでしょうかというのが、とても不安なところではあります。つまり、それはそれで置きながらも、お客さんを寄せるための、つまり地域の住民の方々に前向きになって来ていただけるような手法をみんなで考えておられないと、フォーラムをやった後、住民意見の反映まで続いていかないのではないかなという危惧を私は感じます。

進藤委員 よろしいですか。

藤田委員長 はい、どうぞ。

進藤委員 パブリックコメントという話も出ていますので、その相乗効果を併せてフォーラムを開催するとういのが前提ですし、そのあたりはやはり難しいですね。

中元委員にお尋ねしますが、フォーラムなんかをした後、新聞によく出ていると思うのですが、そういう取り上げ方はできるのですか。

中元委員 そこは難しいところがあります。通常、「こういうのをやりました」という記事はニュース扱いになります。ただしその場合は、長くて50行ぐらいの原稿ですから、やったというだけの話になります。どの人がどんなことを言ったのか、会場からどんな意見があったのかなど、そういうことまで、なかなかわからないままに終わってしまいます。

今回我々がやろうとしている広報はそういうものではなく、もっときめの細かい発言内容や意見をさらに発信して、共通認識を深めてもらおうということですから、そういう場合、少なくとも1ページ全部ぐらいを使った特集面というのがあります。通常そういうやり方をされます。国土交通省さんも加古川などで、予算を組んでやっておられると思うのですが、なかなかよい紙面ができていないもいつも思っています。そういう手法があって、そのためにはどうしたらよいのかということになると、いろいろな折衝もあろうかと思えます。全部の新聞にやるということになると、なかなか難しく、膨大なお金もかかります。そのあたりも含めて検討していく必要があるのではないかと思います。編集紙面でやるというのも一つの手ではあるのですが、これはなかなか制約があって難しいです。ですから、紙面の性格からいえば、広報、広告ページ、パブリシティのページという位置づけになる

うかと思えます。要するに、費用が出てくるということです。

藤田委員長 ありがとうございます。

できればそういう大きな媒体を使いたいということですが、一方で、我々としてはニュースレターを持っておりますので、十分それは活用できるのではないかと思います。したがって、例えば今言ったフォーラム、これはどういう形になるかは別として、フォーラム、パネルディスカッションをしたとしても、場合によると、それらの要約版のようなもの、しかし個々の発言者の内容は少なくともきちんと伝わるような形で、紙面を十分編集できると思います。それが場合によっては可能です。もちろん、予算の問題があって、例えば神戸新聞の1ページ全面に掲載するというのは、非常に華やかでよろしいのですが、そこまでできるかどうかというのはまた別問題だと思います。

さて、先ほどのご意見から、基調講演、話題提供、パネルディスカッション等いろいろ出たわけですが、そのあたりの詰めはいかがでしょうか。基調講演を入れるということにして、講演を行っていただける人をもう少し考えるということが1点あります。この基調講演はやはりあったほうがよろしいということであれば入れたいと思いますが、費用の問題も当然出てくると思います。

それからもう1点は、パネルディスカッションは結構なのですが、その前に、例えば河川管理者からの話題提供等が必要かどうかという話があります。そこはいかがでしょうか。これは実はもう一つ前の段階でもあるわけです。現実には考え方や説明資料が出たときに、それを住民にどう知っていただくか。これも、ニュースレターを使わざるをえないと考えているのですが、そのあたりのところを我々が少し話しながら、ニュースレターに載せていくということも考えなければいけないと思います。

中元委員 河川管理者の説明というのは、やはりいるのではないかと思います。同時に、こういうもので説明をすると、参加者はその場その場での理解はできるのだけれども、後で確認のしようがないわけです。「あのとき何か言っていたけど、忘れてしまった」ということになります。ですから、できればプリントアウトしたもの、あるいはニュースレターでそういう特集を先にやっておいて、それを会場などで配っていく。そして同時にそれを説明するというやり方が親切ではないかと思います。わかりやすいと思います。

藤田委員長 私もお話をしながら、やはり最初に恐らく説明資料等が出た段階で、それをダイジェスト版でもよいですから、河川管理者が揖保川の整備に対してはこんな考え、思いを持って提案をされましたということ、ニュースレターなどに掲載し、

各戸に配っておかないと、こういうフォーラムをやっても全く盛り上がらないだろうし、パブリックコメントすらもらいようがないわけです。あえて提案させていただくなら、おそらく日程の問題からいきますと、フォーラムのほうはやや時間がかかるだろうという気がします。これは広報も含めて考えますと、準備の期間があります。例えばパブリックコメントや自治会等のアンケートに関しては、かなり早く対応できるのであれば、逆にその意見を前もって集約する。作業は必要ですが、集約することは可能です。これも、例えば河川管理者のほうからパブリックコメント、自治会等へのアンケートを送っていただいたとしても、それは庶務と共同でまとめていくということができます。そういうご意見もありましたという紹介によって、話題提供をしてもよいのではないかなと思います。

和崎委員 その説明の方法なのですが、例えば、ニュースレターやパブリックコメントなどは採用していけばよいと思うのですが、すべてではなくても、いくつかでも、実際に地域に出掛け、河川管理者から説明をいただくというようなことは不可能でしょうか。というのは、先ほども客を寄せるという話がありましたが、やはり人は、実際に顔を合わせて話をしたり、意見を交換する、もしくは何らかのアクションがあることによってその気になって、「人ごと」が「自分ごと」になっていくのだろうと思うのです。フォーラムへの参画のプロセスも含めて、もし検討の余地があるのであれば、実際の説明会をいくつか開くということを考えられないかと思います。

藤田委員長 若林所長に質問しようかと思います。

例えば説明資料等がまとまりました。流域委員会にはそれをお出ししますということで矢印が書いてあるのですが、それを流域の住民の方に知らせる場合に、今和崎委員は、少し小さな集会でもよいから、説明する会を開くべきではないかと言われました。これは非常に適切な意見だと思います。必ずしもそれが小さな集会でなくても、例えばどこかの会場を借りて少なくとも説明しますということもできます。ただし、これは今回は説明であって、次にはフォーラムをやって議論を戦わせましょうということも含めて説明することです。そういうことは可能でしょうか。

河川管理者 今日資料の2の中に、前回の委員会で我々が提示させていただいた資料がございまして、今のお話でいきますと、例えば説明資料の第1稿を出した後に、私どもの対応として住民の意見の聴取をさせていただく。こう出させていただいているわけです。当然その中では、法律上の要請ではありませんが、公聴会というものもありますし、公聴会でいきますと、まず説明資料についてのご意見を我々がお伺いするという

ことになるかと思えます。先ほどお話がありましたように、説明会ということで、どういった単位でやるかというのはまだ議論が必要かと思えますが、その説明をして、ディスカッションという形も当然のことながら、意見聴取の一環としてありうることだと思っています。まだこちらとしても基本的な考え方を詰めている状況なので、こういった形で意見聴取をするのかということについて、確たるものを持っているわけではありませんが、そういった形で説明会の開催というものは十分意見聴取の一環として考えられると考えています。

藤田委員長 ありがとうございます。

和崎委員 その際に、特に委員会では何度も議論になっているのですが、市、町、県などの自治体との関わりを持ちながらやってみる、というところを少し出せると、より住民との関係がその後スムーズに立ち上がるのではないかと思います。つまり、河川管理者対住民でなくて、説明に来ました、みんなで考えましょうという流れをうまくその中に組み込めるとよいのではないかと思います。

藤田委員長 この資料2をみますと、法律的には公共団体の長というのが最後に出ているのですが、これはあくまでも法律上の長ということだと思えます。この上に自治体説明というのがありますが、これは住民と自治体への説明を同時にしても別におかしくないで、おそらく和崎委員のおっしゃっていることと決して矛盾しないし、わざわざ自治体を集めて説明をするということをする必要もないわけです。これは、場合によればということですが。

和崎委員 そうですね。住民に見える形でやるのがより効果的なのではないかと思えます。

河川管理者 これも今決めているものではありませんが、例えば、説明会を開催するにしても、市町村とのタイアップというか、市町村ごとにやるといったことも手法の一つとしては考えられると思います。今議論していただいていることにつきましては、当然我々としても実現可能な方策だとは考えています。

藤田委員長 むしろ別々にやるのではなく、自治体の方も一緒になって住民がいろいろと議論するということが大事なのだというお考えだと思います。

大体意見がほぼまとまりはじめまして、住民意見聴取に関しては2回ということを一応決めていたわけですが、場合によっては今言ったように、例えば一度情報を共有するための説明会のようなものもある、これは、説明に対する質問というのはある程度受けられるか

もしないけれども、原則意見交換にはあまりたくさん時間は取らないような形での説明会が一つあるということです。次は、中元委員が言われているようなフォーラムを行い、基調講演を入れて、再度要約ということになると思いますが、河川管理者からの説明もお願いする。それから場合によっては紙の上での参加ということで、アンケートやパブリックコメントの結果を少し要約した形で出していけば、現実には参加できないのけれども、積極的に揖保川を考えているという人たちの意見を出していただくことができます。それから場合によっては2～3話題提供をしていただくかもしれませんし、あるいはパネルディスカッションということで、いろいろな方からの話題提供をしていただきながら、ディスカッションをする。そういうスタイルがちょっと見えてくるように思うのですが、いかがでしょうか。

進藤委員 仮にパネルディスカッションをするのであれば、そのパネラーにもちろん河川管理者が入っているということですね。

藤田委員長 それは可能です。ただし、河川管理者とパネルの人が1対5になるというのも、あまり面白くないという気がします。例えば治水事業の対象となるところ、あるいは堤防が欲しいと言っている地域もあります。ここはそういう地域ですと説明しているところに、環境面から「そんなことをしてもらっては困るよ」などと言う方がおられるかもしれません。このように1対5になってしまうと、あまり面白くないという気がします。

ただ、そこは、例えば中元委員とか、どなたかがうまくさばいてくれればよいということだと思います。

では、それはそのようなことでいきたいと思います。

後は何か付け加えることがございますでしょうか。

はい、どうぞ。

井下田委員 先ほど出てきたお話ですが、新河川法が生まれてもう何年もたって、当揖保川の流域でこういう流域委員会が動いて、これまた何年もの積み上げを持ってきているわけですから、揖保川の流域の皆さん方にとって、河川管理者の河川行政は質的にも、量的にも、大きく変わってきているということを具体的に日常的に確認してもらうためにも、先ほど出てきた出前のミニ集會を、骨が折れますけれども、ぜひともあちこちで開いていただきたいと思います。もちろん、その回数は、必ずしも多くはなくてもよいと思います。その集會の中身としてとても濃いものが示されるならば、そのミニ出前集

会をぜひとも開いてほしいと思います。そのためには、先ほどのパブリックコメントの手法や、あるいは概要版をこれに先立って提示されて、情報公開の中身が充実したものを市民、住民の皆さん方にお示しして、十二分に河川行政の担当者の皆さん方が、日常的に抱えている困難な部分をもぜひはき出していただいて、市民、住民の皆さん方に納得のいきうる問題提起のお集まりが積み上げられていけば、結果的にシンポジウムやフォーラムの段階でパネリストの5人中1人であっても、それはフロアの皆様方が十二分に評価してくれると思います。そういう集まりであってほしいと思うものですから、事前の段階のアプローチの努力をこの機会に河川管理者の皆様方に強く期待したいところです。

藤田委員長 ありがとうございます。これは、我々がまとめる際に一言付け加えておきたいと思います。

そうしますと、資料5は、説明がないままに実は住民意見反映の過程と手段の議論に入ってしまった。庶務に資料をつくっていただいて申し訳ありませんが、資料の内容は、ほぼ全部言ってしまいましたので、これでいきたいと思います。

それから、時間の関係もありますので、最後の資料6は「住民意見反映への委員会の関わり方」ですが、これも先ほど来、我々は積極的に関わっていくということを話し、すでに意見はほぼ集約されていると思います。この部分につきましても、先ほども言いましたが、例えばパブリックコメントやアンケートなどについてのまとめ、あるいはそれなりの作業についても積極的に共同しながらやっていく。それからパネルディスカッションということになれば、例えばこの流域委員会のどなたかがコーディネートをしながら、環境等の専門家として栃本委員や、あるいは浅見委員に、場合によっては出席していただいて、積極的に発言をしていただくなど、そういうことでの関わりをもって、ぜひやっていきたいと思います。資料の説明は省略させていただきます。

では、そういうことで、ここでの意見を踏まえまして、河川管理者に対して住民意見反映のあり方の提案書というのをこの流域委員会でまとめようというのが、いちばん大きな論点です。これは分科会で原案をまとめるのだということで、今日の段階で案としては何も無いのですが、大体のところはまとまってきましたので、それを文章にして、次回の流域委員会にかける。そしていろいろと最終の詰めをしてまとめていきたいと思います。少し粗いかもしれませんが、一応大体の提案に関してはまとまったというように思います。

さて、その執筆の分担ですが、これは1ページぐらいでしたら、私のほうでまとめるということでよろしいですか。そんなに量的に多くはならないだろうと思います。一応私の

ほうで文章をまとめますので、あとは各委員の方々、分科会の委員の方々にはお回しして、字句の修正、あるいは私の思い込みの違いなどを含めてご修正いただければと思います。それを原案として次回の流域委員会に出させていただきたいと思います。おそらく、そのころには、河川管理者のほうからの基本的な考え方というのがほぼ出てき始めるのではないかと期待しています。

それでは、議題の中のその他事項として、庶務のほうでご説明をお願いします。

庶務 最後につけている11ページの資料7ですが、これは本日の議論の一環として、当委員会で作成しておりますニュースレターについてです。実は第1回の情報交流分科会の中で、ニュースレターをどのように変えていくかという審議がございましたので、その結果を11ページの枠囲いで挙げております。この結果、ニュースレターは当初議事録だけを載せていたのですが、平成15年2月のNo.16以降は、紙面構成を若干工夫いたしまして、今お手元にもございますように、ニュースレターの後半部分に特集記事を載せるようにしております。No.6からNo.9までは、「しぜんウォッチング」というタイトルで、動植物の図鑑的なもの、そのあとは「ふれあいだより」ということで、流域市町の中で川を利用したいろいろな活動について、毎回ご紹介していくという企画を続けております。

前回の委員会で、ニュースレターは読まれているのですが、中身を理解するのが非常に難しいといったご意見もありましたので、今後ニュースレターをより多くの方に親しんで読んでいただくためにどうしていったらよいかということにつきまして、例えばアイデアとしましては、読者の声をご紹介したり、あるいはこれまでは活動紹介だったのですが、さらに踏み込んで、流域の中でいろいろなことをされている方々、人をクローズアップして紹介していく。さらに、歴史や文化についても紹介していく。こういったものが考えられるかと思しますので、資料に入れております。今後ニュースレターを改訂していくための記事の内容や分量につきましても、お時間がございましたらご審議をお願いしたいと思います。

藤田委員長 これは、ご自由にご意見ををお願いします。

今日は地元の委員の方が少ないのですが、吉田委員、周辺の方で、今回ですと「いぼがわせせらぎだよりNo.18」という形をつくっていますが、こういうものは周辺の方は保存しておられるようですか。それとも、もう見たら捨てますか。

吉田委員 どうでしょうか。わかりません。

藤田委員長 できれば保存版として残しておいていただければ、何冊か集ま

ったとき、非常に揖保川に対する思いが深くなるのではないかという気がします。例えば、「揖保川しぜんウォッチング」で魚や鳥、昆虫、植物を取り上げましたし、流域で川を活用して取り組んでいる活動の紹介をしているわけです。これは今回もそうです。新宮揖保川まつりの中でこんなものがありますよという報告ですが、現実に関心を見ることで、「揖保川流域でこんなことをやっているのか」ということがわかります。本当はもっと早めに広報できるほうがよいのでしょうかけれど、それは、例えばいちばん最後ぐらいに「揖保川の行事」のようなものを載せておけば、もう少しそれが次に起こる情報として活用できると思います。そのようなことを通じて、できるだけこのニュースレターを皆さんに活用していただけるような形を取っていきたいと思います。これが私の提案です。これにつきましては、本日このようなことが話題に上がりましたということで、次回の流域委員会で少しいろいろなアイデアをご披露していただければと思います、例えば、行事だよりのようなものもあるのではないかと考えています。これまでは「行いました」というのでは過去形になっています。そういうやり方はあると思います。そういうことも含めて、できるだけこの「せせらぎだよりの」を皆さんに見ていただき、あるいは残していただくようなことを考えていきたいと思います。

本日予定しました議題は以上です。流域委員会のこの情報交流分科会については、本日これで閉会ということにしたいと思います。

住民意見反映の方法論というのは非常に難しい部分がありまして、現実にはどの場所で行うかなど、まだ未決定のところもあるのですが、あとは流域委員会の本委員会でいろいろと議論を深めていききたいと思います。大体の大枠は決まりましたので、提案書の原案を書いていききたいと思います。

3 . その他

藤田委員長 さて、本日も傍聴者の方からのご発言を受け付けたいと思います。特に本日は、例えば住民意見反映に関するところで、このようにすればよいのではないかというご意見等ございましたら、ぜひ逆に我々にお教え願いたいと思っております。

はい、どうぞ。

傍聴者 姫路市林田町から来た成定です。

前回12回の委員会のときをお願いしたように、この揖保川には、「揖保川を守る会」というのがあると思うのですが、山崎、新宮、龍野にもあると聞いています。それから揖保川

町のほうにもあるように聞いています。事務局の方にお尋ねしたいのですが、そういう「守る会」の関係の方に、ぜひ出席してほしいという案内状が何かは出ているのでしょうか。それを一つお尋ねしたいと思います。

もう1点は、先ほど井下田先生がおっしゃってくださって、各委員さん方もみんなおっしゃっていただきましたので、これからはもう少しよい意見を聴く会を持ってもらえるかなと思って喜んでいるのですが、そういう会をする場合、私のように非常に強い心臓であれば、何百人いようと手を挙げて発言するということができるのですが、例えば自治会のメンバーであってもなかなか人数が多いところでは発言しにくいものです。今日は自分の勘違いで、この会が以前山崎、龍野、網干で開いていただいた、「揖保川を語り、生かす集い」のような会かと思って今日臨んだのですが、委員さん方だけの分科会だったので、私の思い違いだったと思いながら、今聞いていました。先ほど井下田先生が住民意見がいろいろ聴けるように、各階層に働きかけて、集会を持ってもらうのがよいということをおっしゃったのですが、その会の場合に、例えば揖保川というのは非常に長いので、山崎、新宮、龍野、揖保川町というように、各流れの段階で、それぞれに揖保川を守る会というか、そういうものがあるのであれば、そういうところを、支流の関係なども含めて六つか七つぐらいの分科会に分けていただいて、各委員さん方が2～3人、それから担当の国土交通省の係の方も1名ぐらい加わっていただいて、「みんなの意見を聞く会」というのを、10人までぐらいのグループに分けていただければ、生の声がたくさん聞けるのではないかと思います。それを全体に集約していただければありがたいなと思います。20人寄ると、なかなか発言して下さいと言っても発言してくれないものです。5～6人が10人までぐらいの会議だったら割合発言してくれるので、そういう形の会合を、住民意見を聞くという会ではやっていただきたいなと思います。これはお願いですが、よろしく願います。

藤田委員長 はい、ありがとうございました。

一つの方法論として、先ほどもお話をしましたように、例えば今自治会とおっしゃいましたが、そういう守る会等があれば、そういうところを通じて、アンケートなどご意見をくださいということを行い、それは集約していきたいと思います。そうすると、今度是对話集会の中で反映をしていく。いわば黙っておられるけれども、何か意見を持っておられる方をできるだけ集約することも考えていきたいと思います。これは、パブリックコメントというので、「どなたでも結構ですからぜひご意見をください」というのも同じだと思います。そのあたりのところは、ぜひ工夫をしていきたいと考えております。

ありがとうございました。

庶務 先ほどの開催案内を送っている団体について、補足説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

藤田委員長 はい。

庶務 今ご質問がありましたので、この流域委員会の開催案内についてご説明いたします。委員会や分科会の開催案内ですが、一つは、流域の自治体の方、それから兵庫県さんにはこういう会があるという案内を差し上げております。それから、地域で活動を行っている団体ということで、委員会はかなり初期の段階で、流域の自治体、それから委員さんからどういった団体があるという情報を提供していただいております。例えば、上流であれば波賀町の「しそ森林王国協会」、それから龍野市内ですと「たつの夢くらぶ」、下流であれば御津町の「御津町消費者の会」などの団体を、現在26団体ピックアップしております。それから、ちょっと定かではないのですが、成定さんが今おっしゃっておられた「守る会」というのは、「揖保川の自然を考える議員懇話会」という団体がございます。そちらに龍野の議員の方、揖保川町の議員の方、新宮町の議員の方などがいらっしゃいますので、その団体のことではないかと思っております。こちらのほうにも案内は送らせていただいております。

成定さんにも毎回ご案内を差し上げておりますが、林田町文化財愛護協会の会員さんとして案内を送らせていただいております。そういう形で団体の方に案内を送らせていただいております。

また、そのほかに、「揖保川を語り生かす集い」を開催したときに発表していただいた方がいらっしゃいますので、この方には、これからも委員会とのつながりを持っていただくということで、開催案内を送らせていただいております。

以上です。

藤田委員長 はい、ありがとうございました。

そのほか何か傍聴者の方からご意見はございますでしょうか。

ないようですので、本日の情報交流分科会はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

4 . 閉 会

庶務 長時間にわたるご審議、お疲れ様でございました。これにて、第6回情報交流分科会を終了いたします。